

〔平成16年3月15日制定〕

沖縄県行政評価実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本県が実施する施策及び事務事業を対象とする行政評価に関し基本的な事項を定めることにより、県民視点に立った成果を重視する県政を推進するとともに、県政の諸活動について県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 政策

特定の行政課題に対応するための行政活動の基本的な方針をいう。

(2) 施策

政策を実現するための具体的な方針をいう。

(3) 事務事業

施策を実現するための個々の行政手段としての事務及び事業をいう。

(4) 実施機関

知事部局、教育委員会をいう。

（評価の対象）

第3条 原則として、実施機関が実施するすべての施策及び事務事業を対象とする。

（評価の種類）

第4条 それぞれの活動類型に応じた評価を行うため、行政評価に以下の類型を設ける。

(1) 施策評価

施策を対象に評価する類型

(2) 事務事業評価

事務事業を対象に評価する類型

(3) 公共事業評価

事務事業のうち、公共事業を対象に評価する類型

(4) 試験研究事業評価

事務事業のうち、試験研究事業を対象に評価する類型

（外部意見の反映）

第5条 行政評価の客観性を確保するため、評価の過程において、県民及び学識経験者等の意見を聴取した上で、その意見を評価に反映させるよう努めるものとする。

(評価結果の活用)

第6条 行政評価の結果は、政策判断に反映させるものし、沖縄振興推進計画の推進、施策の重点化、予算編成及び定数配置への活用を図る。

(評価結果の公表)

第7条 行政評価の結果は、その概要を添付するなど県民に分かりやすい方法により、公表するものとする。

(実施要領)

第8条 行政評価の手法、対象、その他実施に関し必要な事項については、第4条の類型ごとに要領を定めるものとする。

(制度の見直し)

第9条 行政評価は、実施の過程を通じてその改善と発展が図られるよう、今後継続的に制度の見直しを行うものとする。

(庶務)

第10条 行政評価の実施に係る庶務は、総務部行政改革推進室において行う。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

沖縄県行政評価システム実施要綱(平成12年7月21日制定)は、廃止する。